

# 新潟市立金津中学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

「新潟市いじめ防止等のための基本方針」を受け、「いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害であることを認識し、子どもたちが、互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう、学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、それぞれの役割を自覚して、いじめのない社会の実現に向けて取り組む」という基本理念に基づき、学校、地域、関係機関と連携を図りながら、学校、地域全体で、いじめの防止に取り組み、誰もが安心して、安全に学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。

## 2 いじめの定義等

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義より、次の4つの要件にあてはまる場合にいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者とも児童生徒である。
- ② 加害者と被害者が、※一定の人間関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

※ 「一定の人間関係」とは、学校内の関係のみでなく、塾やスポーツクラブ等学校外において何らかの関係がある場合も含む。

### (2) いじめの態様

「心理的又は物理的な影響を与える行為」にあたる具体的な態様には以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

他

### (3) 心身の苦痛の見取り

「心身の苦痛を感じている」か否かについては、行為を受けていても本人が否定する場合もあるので、本人の表面的な態度や言葉だけで要件にあてはまらないと解釈することがないようにする。

「けんか」については、対等な関係でない場合はいじめと捉えるべきである。

### 3 いじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの未然防止について

- ①「いじめ」「暴力」「器物破損」は、絶対に許さない
  - ア いじめ問題に鋭敏な感性をもち、正確な事実確認と初期対応を組織的に行い、生徒の命と人権を守る
  - イ 年度始めから、繰り返し、厳しく生徒に伝えていく
- ②発達支持的・課題予防的な生徒指導を心がける
  - 全ての生徒を対象に、教育課程内外全ての教育活動において生徒指導を進めるまた、生徒指導の諸課題の未然防止をねらいとした、意図的・組織的・系統的な教育プログラムを実施する
- ③職員の連携・協働体制を構築し、全職員が共通理解のもと指導する
  - ア 報告・連絡・相談・記録の徹底をする
    - 生徒指導の事案が発生した時の、報告・連絡・相談・記録を確実にを行い、即時対応を心がける。情報の管理には十分に気を付ける。
  - イ いじめ・不登校対策委員会を機能させる
    - 担任・担当教師を一人にしない組織的な指導・支援に努める。
  - ウ 生徒指導に関する研修会を充実させる。
    - いじめの定義などの認識のズレや教師間での温度差がないよう研修会等を通して共通理解を図る
  - エ 生徒指導の記録として、生徒からの情報等をZファイル「02 生徒指導」→「R6」→「生徒指導情報入力シート」に各担当者が必要事項を記入する。職員は定期的に「生徒指導情報入力シート」を確認する。
- ④いじめを生まない支持的風土の醸成を推進する
  - ア 確かな学力を身に付けるために、資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」という2つの視点をもち授業の展開に努める。特に、「自己決定の場の提供」「自己存在感の実感の促進」「共感的な人間関係の育成」「安心・安全の居場所づくりへの配慮」を意識した授業を行い、授業と生徒指導の一体的な充実を図る。
  - イ 生徒一人一人を大切にしたい自己肯定感や自己有用感もてる教育活動を意図的に設定し、学級活動をはじめ、学年活動、部活動等の特別活動の展開に努め、信頼関係の確立（学級経営の充実）を図り、職員と生徒及び生徒同士の信頼関係を築き、生徒とともに活動することを心がける。また、生活ノートなどを活用し、日常の生徒理解を心がける。
  - ウ 校種間・学校間及び地域と連携した教育活動を意図的に設定し、人的交流を通じた良好な人間関係づくりを構築するように努める（小中合同あいさつ運動等）また、総合学習や部活動で地域の人材との交流活動を展開する。
  - エ 安心・安全に学校生活が展開できるよう、ボランティア生徒による「いじめゼロ見守隊」を組織し、潤いのある学校生活が展開できるようにする。
  - オ 教職員の言動は、生徒にとって最大の教育的環境であることを忘れず、乱暴な言動、あだ名で呼び合うなどの不適切な言動が、いじめの要因になることを理解する。
  - カ 支持的風土を醸成し、温かい学校・学級の雰囲気づくりに努める。
- ⑤教育相談の充実
  - 校内における定期的な教育相談週間とチャンス相談を生かし、生徒理解に努めるとともに日常的な相談活動を行い生徒の状況をこまめに把握するようにする。また、家庭との連携を図り、生徒の状況を把握するようにする。
- ⑥関係機関との連携
  - 教育委員会を始めとする各学校、学園金津運営協議会健全育成部、金津コミュニティ振興協議会、民生児童委員等と連携し、あらゆる機会に情報を共有しながら支援を仰ぐ。

#### ⑦校内指導体制の充実

- ア 生徒理解研修、運営委員会・職員会議において教職員全員で情報交換をし、共通理解の下に共通実践できるようにする。また、定期的な「いじめ不登校対策委員会（校内委員会）」を開催し、指導体制を協議・確認していじめの発生を防ぐ。
- イ 仲間とのかかわりアンケート（資料参照）を年間10回程度実施し、生徒のいじめへの認識を深めさせるとともに複数の職員で内容を吟味し、教職員でいじめの傾向を確認して、適切な支援ができるようにしていく。
- ウ 一小一中の学区であることから小学校との交流研修会を実施して、適正な支援の方法を探り実践していく。

#### ⑧ネット（SNS）トラブルの未然防止

インターネットの正しい使い方や危険性といった情報モラルの指導、啓発を生徒、保護者、職員を対象に行う。

### （2）いじめへの対応について

迅速かつ正確に事態を把握し、今後の指導体制を教職員全員で共有し、対応していく。その際、双方の生徒に心のケアを図る。

#### ①いじめられた生徒

いじめを受けた生徒には、特定の教員だけが抱え込むことなく組織で対応する。当該の生徒には、信頼できる教員が親身になって最後まで守るという姿勢で対応する。また当該生徒の保護者に対し、事実報告と指導経過、進捗状況、方針等誠意をもって丁寧に説明する。

#### ②いじめた生徒

安易な謝罪で済ますことなく、相手の心の痛みを理解させ、今後の生活の仕方を支援する。必要に応じて関係機関と連携し適切な支援を行う。また、いじめと判断したときには、いじめに至る背景をできる限り探り、当該生徒に対して適切な支援を行う。

#### ③周囲や全校生徒

いじめの事象について自分の問題として捉えさせ、いじめの傍観者にならないようにするとともに一歩踏み出す勇気をもって対応できるように支援する。また、いじめは許されない行為であり、あってはならないことを、機会をとらえて説明し、いじめが起こりにくい雰囲気をつくる。

#### ④ネット上のいじめ

ネット上のいじめは見えにくい性質があるので、家庭との連携、専門機関との連携を図りながら問題解決に努力する。

### （3）いじめ解消の判断について

表面上いじめとしての行為が見られなくなっても、安易にいじめが解消したと捉えない。「一定の解消」と捉えて関係生徒や集団への指導、見守りを継続的（3ヶ月程度を目安に）に行う。

## 4 重大事態発生の対処について

### （1）重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。重大事態が発生した場合は、新潟市教育委員会の指導の下、いじめを受けた生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。また事実を徹底的に解明し、対処する。

### （2）重大事態とは

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②身体に重大な障害を負った場合
- ③金品等に重大な被害を被った場合

- ④精神性の疾患を発症した場合
- ⑤当該生徒が相当の期間（年間30日間）学校を欠席することを余儀無くされている疑いがある場合

### （3）重大事態が発生した場合

- ①重大事態に係わる情報を迅速に収集、整理し、いじめの概要を把握するとともにその概要を速やかに教育委員会に報告し、指導を仰ぐ。
  - ア いじめを受けた生徒からの聴き取りが可能な場合は、ていねいに聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対してアンケートや聴き取り調査を行う。
  - イ いじめを受けた生徒から聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望、意見を十分に聴取し、迅速に当該生徒の保護者に今後の調査について協議し、適切な方法で調査を実施する。
- ②生徒の生命、身体又は財産を侵害されるおそれのあるときには、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ③自殺につながる可能性がある場合は、「TALKの原則」（Tell；心配していることを伝える）（Ask；自殺願望について尋ねる）（Listen；気持ちを傾聴する）（Keep safe；安全確保）に基づき、「絆の回復」「薬物療法」「心理療法」の3つの柱で、チームによる長期のケアを行う。

## 5 組織

### （1）校内組織

#### ①職員組織

- 設置名 「いじめ対策委員会（校内委員会・運営委員会）」
- 構成員 校長、教頭、生徒指導主事、いじめ・不登校担当、特別支援コーディネーター、保健主事、学年主任
- 開催 週1回の運営委員会で各学年の情報交換と必要に応じて緊急の対策委員会を開く。
- 内容
  - ア. 課題未然防止教育
  - イ. いじめアンケート実施
  - ウ. いじめ発生時の対策検討
  - エ. 関係諸機関・医療機関・特別支援推進委員会との連絡調整
  - オ. スクールカウンセラーとの連絡調整 等

#### ②生徒組織

- 設置名 「いじめゼロ見守隊」
- 構成員 ボランティアで組織された複数生徒
- 開催数 毎日の昼休みと放課後の見回り活動

### （2）中学校区組織

- 設置名 「金津中学校区いじめ防止連絡協議会」
- 構成員 学校運営協議会委員  
小・中学校校長・教頭、中学校の生徒指導主事、小学校の生活主任
- 開催数 年1回を定例とし、重大事態が発生した場合必要に応じて開催する

## 6 いじめ防止のための活動予定

月	相談・調査等	その他
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> <li>・教育相談アンケート</li> <li>・欠席調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の情報交換(年度初めの職員会議)</li> <li>・いじめ防止プログラム開始</li> <li>・いじめ対策委員会立ち上げ</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秋葉区教育相談室学校訪問</li> <li>・金津中学校区いじめ防止連絡協議会</li> <li>・生徒理解支援シート作成</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談</li> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期保護者会</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	
9月		
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談アンケート</li> <li>・教育相談</li> </ul>	
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止集会実施</li> <li>・後期保護者会</li> <li>・三者面談(3年)</li> <li>・生徒理解支援シートの見直し</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間とのかかわりアンケート</li> </ul>	

資料

いじめ情報についての流れ (対応フロー図)

いじめの情報

日常の観察  
本人の申し出  
教育相談  
情報提供 (生徒・保護者)

仲間とのかかわりアンケート…原本保管  
※必ず複数の目でチェックする  
・安心して記入できる環境で  
・必ず相談にのるという約束を

情報を得た職員

生徒指導主事

学年部職員 (担任・副任)

教頭

校長

すぐに招集

校内いじめ対応ミーティング  
校長、教頭、○生徒指導主事、  
学級担任、学年主任、関係職員  
情報共有 共通理解  
原則、即日開催

保護者連絡

重大事態か否か

重大事態の場合

速報が  
必要か

調査 (事実関係の把握)

招集

いじめ対策委員会

指導 (支援) 方針・分担の決定

・調査方針・分担決定  
・調査  
・指導 (支援) 方針等の協議  
・その他

<必要>  
市教委へ  
電話で速報 (教頭)

<不要>  
いじめ状  
況調査に  
よる報告

全教職員 (職員会議)  
情報共有 共通理解

関係機関との連携  
警察  
児童相談所  
教育相談センター

校内での指導・支援

一定の解消

指導・支援・見守りの継続

解消